

住民サービス向上のために

町が抱えるさまざまな課題に取り組むため、わたしたちの町に合った情報通信技術の利活用を検討する「川根本町 ICT 利活用検討委員会」を 11 月 12 日に設立しました。

1 委員会設置の趣旨

▶町が目指す「地域の将来像」の実現に向け利活用を検討していきます

- ① ICT (情報通信技術) の利活用による住民サービスの向上
- ② 便利で暮らしやすいふるさとづくりの実現

2 委員会メンバー

| 氏名 | 区分 | 備考 |
|-------|-----|---------------------------|
| 森田 雅文 | 有識者 | 委員長・元東京都庁職員 |
| 芹澤慎一郎 | 有識者 | 早稲田大学在籍 (元富士フイルム(株)社員) |
| 坂本 勝 | 有識者 | 元 NPO 法人かわね来風代表 |
| 藪田 靖邦 | 有識者 | 元 J A 大井川理事 |
| 飯野 潤子 | 商工業 | 澤本園(株)代表取締役 |
| 山田 典秀 | 商工業 | ケーブルテクニカ(株) 取締役管理本部長 |
| 澤本 英季 | 福祉 | あかいしの郷施設長 |
| 清水 史郎 | 医療 | いやしの里診療所所長 |



3 第 1 回検討委員会での主なご意見

- ① ICT (情報通信技術) を使って何をしたいのかを明確にしていく必要がある。
- ② 高齢者でも使いやすい告知端末機の利活用を検討。
- ③ 行政コストを含め利活用を考えていきたい。
- ④ 行政のみならず、民間企業が「世界に発信できる川根本町」として利活用を検討。
- ⑤ 委員会の検討過程について「見える化」し、多くの町民と課題の共有を図りたい。

4 今後の委員会の進め方

▶検討するポイント

- ① 告知端末機に触れてもらうための推進策の提案
- ② 告知端末機利活用の具体的なアプリケーションの提案
- ③ 構築するネットワークの利活用に関する提案 (医療や学校関係など)

▶スケジュール

- ① 利活用プランの策定
- ② 具体的な計画の検討 (委員会意見を担当課で検討するなど)
- ③ 実行プログラムの策定 (国・県・事業者からのアドバイスを検討)
- ④ パブリックコメント等の実施
- ⑤ 予算の確保、実行 (すぐできる利活用はサービス提供と同時に開始し、予算化が必要なものは住民の意見を取り込んだうえで必要な予算を確保することを検討していきます)

本事業につきまして、分かりやすい説明と進捗状況を引き続きお知らせしていきますので、よろしくをお願いします。

【問】企画課・広報情報室 ☎(56) 2221

平成27・28年度の 入札参加資格審査 申請の受付をします

平成 27・28 年度一般競争(指名競争)入札参加資格申請の集中受付を次のとおり行います。(申請するには、建設業、測量・建設コンサルタント等の業務、物品の製造・販売、役務の提供等の営業に関して引き続き1年以上営業を行っていることが必要となります。)

1 申請書の受付期間

平成 27 年 1 月 6 日(火)から
平成 27 年 2 月 13 日(金)
午前 9 時から正午まで及び
午後 1 時から午後 5 時まで
(ただし、この期間に申請できない場合は、別途追加の申請を受け付けます。)

2 入札参加資格の有効期間

2 年間(平成 27 年 4 月 1 日から
平成 29 年 3 月 31 日)

3 提出方法

持参または郵送
(郵送の場合は必着)

4 提出部数 1 部

5 提出先

〒 428-0313 静岡県榛原郡
川根本町上長尾 627 番地
川根本町役場 総務課 財政室
☎ 0547(56)2220

6 留意事項

- ①提出書類はすべて A 4 サイズに揃え、提出書類の順番で、「申請書受付・連絡票」を申請書類の先頭に添付し、なるべく細いコヨリで綴り、提出してください。(ケースファイルでの提出は不要です。)
- ②委任状は、提出書類の一番後に綴ってください。
- ③申請書の「商号又は名称」には、必ずフリガナを付してください。
- ④必要書類のみ提出してください。パンフレット等の参考資料は不要です。

⑤建設工事における提出書類のうち、工事経歴書には業種毎に主だったものを記載し、極力少量となるよう努めてください。また測量等における測量等実績調書、技術者経歴書についても同様です。

⑥申請書類の記載事項に変更が生じた場合は、一般競争(指名競争)参加資格申請書変更届を提出してください。

⑦建設工事、測量等、物品製造等、別々に受け付けますので、各申請書が、どの分野に該当するのかを明確に記載してください。また、変更届についても同様です。

⑧分野ごと、それぞれ申請書一式が必要となります。ひとつの申請書で建設工事、測量等、物品製造等の申請を兼ねることはできません。

⑨建設工事における「総合評定値通知書・経営事項審査結果通知書」の有効期限は1年7ヶ月です。申請書提出後でも、新たに経営事項審査を受けた場合は、その写しを提出してください。

⑩郵送の場合で受付印が必要な方は、返信用のはがき・又は封筒を同封してください。
(詳細についてはホームページでご確認ください。)

川根本町入札 

【問】総務課・財政室
☎(56)2220